

境港水産物市場利用協議会会則

(名称)

第1条 協議会の名称は、「境港水産物市場利用協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、鳥取県営境港水産物地方卸売市場(以下「卸売市場」という。)の施設の合理的利用と衛生管理の徹底を通じて、市場取引及び市場運営の円滑化を図るとともに、食の安全・安心を求める消費者に信頼される市場づくりを実現するため、市場利用者がその方策等を主体的に決定し、実行することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 卸売市場の指定管理者(以下「指定管理者」という。)が市場内の衛生管理その他市場の利用に関するルール(以下「市場利用ルール」という。)を制定、改変又は改廃するに際して、その内容の協議
- (2) その他目的達成のために必要な事項

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる団体等の役職員等をもって構成する。

- (1) 卸売業者
- (2) 境港鮮魚仲買協同組合
- (3) 一般社団法人境港水産振興協会
- (4) 荷揚業者
- (5) その他必要と認める団体等

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。
- 3 役員の役割は、次のとおりとする。
- (1) 会長 会務を総括する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となって議事を主宰する。

- 2 協議会の議事は、原則として全会一致により議決する。ただし、議長が議事の運営上必要と認める場合には、出席委員の多数決とすることができる。

3 協議会の会議に諮る事項は次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事項
- (2) 本会則の改廃に関する事項

4 議長が必要と認める場合には、議事事項に関連する業務を行っている者又は専門的な見識を有する者等（以下「オブザーバー」という。）を協議会の会議に同席させることができる。ただし、オブザーバーは議決に加わることはできない。

（ワーキンググループ）

第7条 市場利用ルールの詳細その他協議会が検討を依頼する専門技術的な事項の協議及び立案を行うため、協議会の会議の議決により、協議会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGの委員は会長が協議会の会議の同意を得て選任又は解嘱することとし、協議会委員との兼務を妨げないものとする。
- 3 WGを総括する者として、委員長1名を置く。
- 4 委員長の選出その他WGの運営に関する事項の決定は、WGの会議において行う。

（事務局）

第8条 協議会の事務局を境港水産物市場管理株式会社及び鳥取県境港水産事務所に置く。

- 2 事務局を総括する者として、事務局長1名を置くものとし、境港水産物市場管理株式会社専務取締役をこれに充てる。

（雑則）

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮り決定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、平成27年9月14日から施行する。

（場内利用協議会会則の廃止）

- 2 場内利用協議会会則（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 本会則施行時に既に存在する市場利用に関するルールは、指定管理者が、本会則に基づく協議の上で制定したものとみなす。